

佐世保市監査委員公表第 10 号

財政援助団体等監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、財政援助団体等監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 27 日

佐世保市監査委員	宮	崎	祐	輔
佐世保市監査委員	赤	瀬	隆	彦
佐世保市監査委員	井	上	友	子



させぼパール・シー株式会社 分

監査結果報告書

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 させぼパール・シー株式会社
- 3 監査の期間 令和7年2月28日から令和7年3月18日まで
- 4 実施内容

佐世保市の出資団体であるさせぼパール・シー株式会社（以下「株式会社」という。）の令和5年度における出納その他の事務が適正に行われているか、関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

経済部（観光課）

- (1) 出資目的は妥当か。
- (2) 出資による権利は決算書類に適正に表示されているか。
- (3) 証書等の保管は良好か。
- (4) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (5) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に事業報告を求め、調査し、必要な指導又は指示を行っているか。
- (7) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

株式会社

- (1) 定款等諸規程は整備されているか。
- (2) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- (3) 経営成績、財政状態は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (4) 財務状況は良好か。
- (5) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (6) 会計経理及び財産管理は適正か。
- (7) 資金の運用は適正か。また、経費節減は図られているか。
- (8) 利用促進のための努力はなされているか。

6 監査の結果

経済部（観光課）

- (1) 株式会社は、地域活性化を目的に第三セクターとして設立されたものであることか

- ら出資目的は妥当であると判断される。
- (2) 株券は決算書類（財産に関する調書）に適正に表示されていた。
 - (3) 証書の保管は良好であった。
 - (4) 取締役である経済部長は株主総会及び取締役会に出席し、事業報告や収支決算報告書等の審議を通して、株主としての権利行使を適切に行っていた。
 - (5) 経営成績及び財政状態を十分把握し、指導監督が行われていた。
 - (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に事業報告を求め、調査し、必要な指導又は指示を行っていた。
 - (7) 利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めていた。

株式会社

- (1) 定款等諸規程は整備されていた。
- (2) 事業運営は出資目的に沿って適正に行われていた。
- (3) 経営成績、財政状態は適正に決算諸表等に表示されていた。
- (4) 財務状況は当年度も純損失を計上しており良好とはいえない。
- (5) 関係帳票の整備、記帳は適切であり、領収書等の証拠書類の整備、保存も適切に行われていた。
- (6) 会計経理については、一部規定に沿わない軽微な誤りが見受けられたが、概ね適正に行われていた。
財産管理は適正に行われていた。
- (7) 資金の運用は適正であり、経費節減も図られていた。
- (8) 利用促進のための努力はなされていた。

【株式会社】の概要は次のとおりである。

1 事業の内容

(1) 事業の目的

株式会社は、次の事業を営むことを目的としている。

- ア 国際、国内展示場及び各種会議研修施設並びに各附属施設の維持管理及び運営
- イ 国際、国内会議及び文化、スポーツ等各種催し物の企画及び実施
- ウ 遊園地、釣施設、スポーツ施設及び文化施設の経営
- エ 店舗その他不動産の賃貸業
- オ 観光案内、旅行斡旋、遊漁船斡旋業
- カ 旅行業法に基づく旅行業
- キ 一般旅客海上運送業
- ク 自動車賃貸、船舶賃貸業
- ケ 船舶係留施設管理業
- コ 駐車場業
- サ 飲食店業
- シ スポーツ・レジャー用品、書籍、各種雑貨及び食料品の販売
- ス 酒類、煙草、印紙及び切手の販売
- セ 各種雑貨及び食料品の輸入業
- ソ 各種コピーサービス、ダイレクトメールサービス及び宅配便等の取次業
- タ 各種スポーツ及びカルチャー並びに企業経営及び販売促進等に関する教育研修業
- チ 観光開発等の企画、運営に関するコンサルタント業

- ツ 広告宣伝業
テ 前各号に附帯関連する一切の業務

- (2) 事業の現況
株式会社は、九十九島パールシーリゾート及び西海国立公園九十九島動植物園の指定管理者であり、指定管理に関する協定書に基づく業務を行っている。
- (3) 市との関係
佐世保市は、株式会社（資本金総額 296,000,000 円）へ 148,000,000 円（出資率 50.0%）出資している。
また、令和 5 年度は委託料 220,199,290 円（指定管理料 206,600,008 円、九十九島ビジターセンター運營業務委託料 13,599,282 円）を支出している。
- (4) 組織
株式会社は次のとおり構成されている。（令和 6 年 3 月 31 日 現在）

